



ひとり親家庭の方へのお知らせです

公的機関や民間団体からの支援制度や、お困りの際の相談窓口などをお知らせします。ご活用を希望される場合や詳しくお知りになりたいときは、お気軽にお声をおかけください。

【問い合わせ先】こども課子育て支援係 92-8268

●受給できる手当や減免制度

① 「児童手当」



支給月：偶数月（10月・12月・2月・4月・6月・8月）

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）のお子さんを養育している方に支給します。例えば、手当をお父さんで受給していたが、ご離婚等によりお母さんがお子さんを養育することになった場合、お母さんが手当を受けるための手続きが必要です。

〔支給額〕 こども1人につき（月額）

0歳～3歳未満（第1子・第2子）・・・15,000円

3歳～高校生年代（第1子・第2子）・・・10,000円

0歳～高校生年代（第3子以降）・・・30,000円

◎申請に必要なもの

- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・請求者名義の銀行口座の通帳
- ・その他に、必要に応じて必要になる書類があります。（申立書等）

② 「児童扶養手当」



支給月：奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）

お母さんとお子さん又はお父さんとお子さんの世帯が対象です。

しかし、離婚をされていても、内縁状態などの事実上婚姻状態にあれば、支給の対象になりません。なお、所得による支給の制限があります。

〔支給額〕 第1子 11,340円～48,050円（月額）

第2子以降加算 1人につき5,680円～11,350円（月額）

◎申請に必要なもの

- ・申請者と児童の戸籍謄本
- ・申請者と児童、同居親族のマイナンバーのわかるもの
- ・申請者名義の銀行口座の通帳（手当の振込先になります）





③「ひとり親家庭等医療」



児童扶養手当と同様に、離婚をされていても、内縁状態などの事実上婚姻状態にあれば、給付の対象になりません。お母さん又はお父さんと、高校生もしくは18歳の誕生日までのお子さんを対象に、保険診療に係る医療費の自己負担割合が1割になります。

なお、前年の所得税額（源泉徴収額）が0円でないと受給できません。（1月～6月の申請の場合は前々年の所得税額）

※所得税課税であっても、19歳未満の税法上の扶養親族がいる場合は、助成の対象となる場合があります。

※毎年6月に更新手続きを行っておりますので、対象となる場合は申請ください。

◎申請に必要なもの

- ・申請者と児童の戸籍謄本（児童扶養手当の申請で提出されている場合は不要です）
- ・申請者名義の銀行口座の通帳
- ・マイナンバーカード（マイナ保険証）又は資格確認書（健康保険証）
※申請者と児童、及び同じ健康保険に加入の者
- ・申請者と児童と同じ世帯の方のマイナンバーのわかるもの
- ・前年の源泉徴収票（確定申告されている場合は確定申告の控え）
- ・在学証明書又は学生証（児童が高校3年生若しくは2年生で4～6月生まれの場合、または18歳以上で高等学校・高等専門学校に在学している場合）

※「同じ世帯」とは、申請者と同一医療保険に加入していること、又は住民票上同一の世帯に属していることを意味する。

④「保育料の減免」

幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通園する乳幼児のいるご家庭の保育料を減免する制度です。世帯の所得によって対象が変わります。

世帯状況に変更が生じた場合や、児童扶養手当の認定がおりた場合は、必ず教育委員会こども夢づくり課（Tel92-8265）へ届出てください。（印鑑が必要です。）

⑤「就学援助」



小、中学校の学用品費や給食費等を援助する制度です。なお、所得による支給の制限などがあります。申請先は教育委員会教育総務課です。

◎申請に必要なもの

- ・申請者名義の銀行口座の通帳
- ・世帯全員の所得証明書（総社市に転入してきた方で申請時に児童扶養手当を受給されていない方）
- ・戸籍謄本（総社市に本籍がない方及び申請時に児童扶養手当を受給されていない方）





●困ったときの相談窓口

① 「家庭児童相談員」



お子さんの養育等に係る問題について、相談をお受けしています。

総社市役所こども課内 家庭児童相談室 TEL92-8267

② 「母子・父子自立支援員」



お母さんとお子さんについて、生活に係ること等さまざまな悩みや問題について、相談をお受けしています。DVに関することもこちらが相談窓口となっております。

総社市役所こども課内 TEL92-8267

③ 「養育費相談支援センター」



養育費はお子さんが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費です。取り決めに迷われたときなど、電話やメールによる相談を受け付けています。

東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル 10階 TEL03-3980-4108

メールアドレス info@youikuhi.or.jp

④ 「岡山県ひとり親家庭支援センター」



就労に係る悩みや問題について、相談をお受けしています。また就職に必要な技術や資格取得に関する情報及び求人情報も提供しています。

岡山市中区古京町 1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎 3階

TEL086-222-2933

●貸付制度

「母子・父子福祉貸付金」



ひとり親世帯のみが対象です。児童扶養手当と同様に、離婚をされていても、内縁状態などの事実上婚姻状態にあれば、貸付の対象になりません。

高校や大学への進学等のための費用について、無利子又は低利の貸付を受けることができます。

◎申請に必要なもの

申請者と児童の戸籍謄本・印鑑・申請者名義の口座の通帳（ゆうちょ銀行以外の金融機関）・保証人の承諾書・所得証明（申請者と保証人）・印鑑証明（申請者と保証人）・その他必要に応じたもの





●生活の安定への支援

①「自立支援教育訓練給付金」



雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講し、就職やキャリアアップのための資格を取得した場合、費用の一部を支給します。

※対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類あり、給付等もそれぞれ異なりますので、事前にご相談ください。

②「高等職業訓練促進費等給付金」



経済的自立に効果の高い資格取得のため、養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給します。

※対象の方は、ひとり親で児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準にある方

【対象資格】 看護師，准看護師，保育士，介護福祉士，理学療法士，作業療法士，
歯科衛生士，美容師，社会福祉士，製菓衛生師，調理師

※現在、修業されている方、これから修業を希望する方は、事前にご相談ください。

③「JR 通勤定期乗車券の割引制度」

児童扶養手当の受給者及びその世帯員が対象です。

こども課から児童扶養手当受給世帯及びその世帯員であることの証明書及び定期乗車券購入証明書の交付を受け、JR 通勤定期券を3割引きの価格で購入することができます（通学は不可）。

申請者本人の縦4cm×横3cmの正面上半身の写真（6ヶ月以内の撮影）が必要です。

⑤「ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金」



対象者が負担した、養育費に関する債務名義を有する文書（公正証書、確定判決を証する書類、調停調書等）を作成した費用を補助します。

※対象の方は、ひとり親で児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準にある方

申請前に事前相談が必要です。こども課の母子・父子自立支援員までご連絡ください。





●就労や子育てに関する支援

①「就労支援ルーム（ハローワーク総社）」



ご本人の希望に沿って、就職を目指します。就職のための職業訓練なども紹介します。
総社市中央三丁目15-111 ハローワーク総社 TEL92-6001

②「ファミリーサポートセンター」



お仕事や冠婚葬祭など、家庭で保育が難しいときに一時的にお子さんをお預かりしたり、保育園・習い事などの送迎をしたりします。一時サポート、病児サポート、同行サポートなどがあります。

入会金1,000円 対象年齢 0歳～高校生

※その他サポート内容により利用料金が発生します。

総社市中央6-6-102（総社ふれあいセンター内）

保育サポート「あい・あい」 TEL94-5665

③「総社市生活困窮支援センター」



就労や家計の相談に応じ、生活保護の支給に至る前に自立できるように相談をお受けしています。

総社市役所2階 総社市社会福祉協議会

TEL92-8374



総社市役所

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市こども課 子育て支援係

電話（0866）-92-8268

Eメール: kodomo@city.soja.okayama.jp